

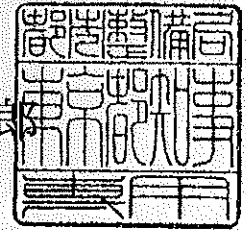


平成20年 7月25日

(株) 新関工務店

新関 孝祐 様

東京都知事 石原 慎太郎



一般 建設業の許可について (通知)

平成20年 7月 4日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	東京都知事	許可(般-20)第	3263号
許可の有効期間	平成20年 7月25日から平成25年 7月24日まで		
建設業の種類			

大工工事業

屋根工事業

タイル・ねんが・ブロック工事業

内装仕上工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成25年 6月24日 (裏面の注意事項をお読みください。)